

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年（2019年）9月10日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北海道にふさわしいエネルギーの可能性基礎調査委託業務

(2) 業務の目的

道が今年度実施する本道にふさわしいエネルギーの可能性の検討に必要な情報を把握するため、新たな電力システムへの対応や、需給一体型の新エネ活用促進、大規模新エネの事業環境整備などに関し、研究開発・技術開発の状況や、国の施策動向等について調査・分析等を行うとともに、道の検討を踏まえ、「本道にふさわしいエネルギーの可能性」について、道民に対し広く周知し、理解促進を図る。

(3) 業務の内容

道では、本道にふさわしいエネルギーの可能性を検討するため、幅広い立場の有識者から意見を伺う「エネルギー施策懇話会」（以下「懇話会」という。）を本年度開催しているところ。

懇話会で議論を行う下記①～③のテーマについて、国内外の先進事例や、研究・技術開発の状況、国等の施策動向等、関連する事項について必要な調査・分析及び基礎資料作成を行うとともに、道の検討を踏まえ、「本道にふさわしいエネルギーの可能性」について、道民に対し広く周知するセミナー企画などを行う。

ア 調査・分析

① 新たな電力システムへの対応に関すること

現在、国で進められている電力ネットワーク改革を踏まえた道の施策検討に関し、必要となる事項について、調査分析する。

② 需給一体型の新エネ活用促進に関すること

「家庭」、「大口需要家」、「地産地消」の活用モデルについて、本道において事業を進めるにあたり必要な事項について調査分析する。

③ 大規模新エネの事業環境整備に関すること

本道における、風力（特に洋上風力）、メガソーラーや水素の活用に関し、必要となる事項について調査・分析を行う。

④ 懇話会への出席

懇話会に出席し、本業務の調査・分析等に関し報告・発言を求められた場合には対応する。

⑤ その他

懇話会での議論を踏まえ、必要に応じて、道が指示するテーマについて、追加の調査・分析を行う。

イ 勉強会の開催

上記基礎調査に関する事項について、専門的講師を招き、エネルギー施策懇話会委員や道の担当者を対象とした勉強会を開催する。

ウ 調査報告書の作成

懇話会への提出資料とするため、上記①～③のテーマごとに中間報告書を作成する。なお、懇話会での議論を踏まえ、中間報告書の修正や必要に応じて追加の調査・分析を行う。

また、各中間報告書や懇話会での議論、勉強会の開催状況を踏まえ、最終報告書を作成する。

調査報告書では、懇話会での議論を踏まえた「本道にふさわしいエネルギーの可能性」について、道民への理解促進につながるような概念図（絵姿）を示す。

エ 道民向け理解促進

懇話会での議論を踏まえた「本道にふさわしいエネルギーの可能性」について、道民に対し広く周知するセミナー企画などを行う。

(4) 契約期間

契約締結日から令和2年2月28日

2 参加資格

(1) 単体企業又は複数企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体企業及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店又は事業所を有する法人、若しくは道内に住所を有する個人、又は道内に事務所を有する法人をその構成員に含むコンソーシアムであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団、暴力団の統制の元にある団体や、これらを構成員とするコンソーシアムを除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

（ア）健康保険法（大正11法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、上記(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 業務が完了した日に属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

3 説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和元年9月10日（火）から9月30日（月）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

交付時間は午前9時から午後5時まで。）

(2) 交付方法

下記9の場所で交付する。

なお、北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室のホームページからダウンロードすることができ
る。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/scode.htm>)

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和元年9月24日（火）正午まで

イ 提出方法 持参（受付期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか。）による。

ウ 提出場所 下記9に同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、方法及び場所

(1) 提出期限 令和元年9月30日（月）午後5時まで

(2) 提出方法 持参（受付期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。）又は郵送（簡易書留、書留のい

ずれか。)による。

ウ 提出場所 下記9に同じ。

6 企画提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した企画提案は無効とする。

7 最良の企画提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室省エネ・新エネグループ
- (2) 所 在 地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(道庁本庁舎8階)
- (3) 電話番号 011-204-5319

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) プロポーザル審査会に関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを実施する。ただし、企画提案書が5を超えたときは書類選考を行う場合がある。
- (4) その他の留意事項
ア 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
イ 審査結果及び特定者名は公表する。
ウ 詳細は、プロポーザル説明書による。